

後期高齢者医療保険料のお知らせ

～特別徴収(年金天引きによる納入)の方へ～

令和6年度の後期高齢者医療保険料額を決定しました。
保険料額は、同封の通知書で必ず確認してください。

- ◎この通知前に転出や死亡などにより新潟市の後期高齢者医療制度の加入者でなくなった方も、令和6年度の加入月数に応じた保険料をお支払いいただく必要があります。
- ◎4月以降に特別徴収(年金天引き)で納入した保険料額が、今回決定した年間保険料額を上回る方は還付となります。還付については、後日案内を送付します。

◆年間を通じて特別徴収(年金天引き)で納める方の例

4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和5年度の保険料に応じた仮徴収額			確定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて天引きします。		

次の①②の両方に該当する方は、法令により保険料が年金天引きされます。

- ①新潟市の介護保険料が年金から天引きされている
- ②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の2分の1を超えない

申請により口座振替による納付も可能です(特別徴収中止申請)

年金天引きを中止し、口座振替による納付を希望する場合は、以下の手続きをしてください。

- ※国民健康保険料の納付で登録している口座は、後期高齢者医療保険料には引き継がれません。改めて登録が必要です。
- ※一度申請した方は、手続きが不要です。本年度以降も口座振替が継続されます。
- ※納付する保険料の総額は変わりません。

<p>①口座振替の手続き</p> <p>※既に後期高齢者医療保険料の口座振替手続きが済んでいる方は、①の手続きは不要です。</p>	<p>次のいずれかの窓口で手続きをしてください。</p> <p>●金融機関 必要なもの 保険証、通帳、通帳届出印、口座振替依頼書</p> <p>●区役所・出張所 必要なもの 保険証、取扱金融機関のキャッシュカード(ICキャッシュカード、代理人カード、家族カードなど、一部お取扱いできないカードがあります。) ※手続きには、カードの暗証番号が必要です。 ※取扱金融機関など、詳細はお問い合わせください。</p>
<p>②特別徴収中止申請</p>	<p>右に記載の各区役所の担当窓口で申請をしてください。</p> <p>※①の手続きを金融機関で行った方は、口座振替依頼書等の本人控えが必要です。</p> <p>※既に口座振替をご利用の方は、口座振替依頼書等の控えは不要です。</p>

- ◆申請をいただいてから概ね3か月後の年金天引きから中止となります。
- ◆配偶者または世帯主の口座からの引き落としもできます。
この場合の社会保険料控除は、口座名義人の方に適用されます。
これにより世帯全体の所得税や住民税に影響が生じる場合がありますので、ご注意ください。

保険料の決まり方

- ◆前年中の総所得金額等や世帯の所得状況などにより、個人単位で計算されます。
- ◆加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。

【保険料の計算方法】

$$\begin{array}{|l} \text{年間保険料額} \\ \text{(限度額80万円)*1} \\ \text{(または73万円)} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{均等割額} \\ \text{1人当たり} \\ \text{44,200円} \end{array} + \begin{array}{|l} \text{所得割額} \\ \text{(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額)} \\ \text{×所得割率 8.61\%} \\ \text{(7.98%)*2} \end{array}$$

基礎控除額

被保険者本人の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

- ※1 令和6年度に限度額が66万円から引き上げられました。昭和24年3月31日以前に生まれた方等は、激変緩和措置として令和6年度のみ限度額が73万円となります。
- ※2 令和6年度に保険料率が改定になりました(令和5年度の保険料率は7.84%)。
(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額)が58万円以下の方は、激変緩和措置として令和6年度のみ所得割率が7.98%となります。

総所得金額等とは

それぞれの収入から必要経費(公的年金等控除、給与所得控除など)を差し引いて求められた所得(年金所得、給与所得や事業所得など)の合計です。
※税務申告の際の扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などを差し引く前の所得金額です。
※遺族年金や障害年金などの非課税所得は、計算の対象所得に含まれません。
※保険料は前年中の所得をもとに計算されます。所得税や住民税の申告は正しく行いましょう。

【書類の送付先を変更したい場合】

申請により、後期高齢者医療制度の関係書類の送付先を被保険者の住民票の住所以外に変更することができます。
申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】(7月は窓口と電話が大変込み合います。あらかじめご了承ください。)

区役所	担当課	電話番号
北区	区民生活課	025(387)1285
東区	区民生活課	025(250)2275
中央区	窓口サービス課	025(223)7154
江南区	区民生活課	025(382)4241
秋葉区	区民生活課	0250(25)5677
南区	区民生活課	025(372)6137
西区	区民生活課	025(264)7254
西蒲区	区民生活課	0256(72)8340

年間保険料の見方 (例：単身世帯(85歳) 年金収入205万円 年間保険料額 76,800円の場合)

2枚目

年間保険料額

令和6年度分の後期高齢者医療保険料額 76,800円

令和6年度の
年間保険料額

令和5年中の
総所得金額から
基礎控除の
43万円を引いた額

限度額(80万円
または73万円)
を超えた額

激変緩和措置により
所得割率7.98%が適用
される場合、上段③所得
割額から、7.98%で計
算した所得割額を引いた額

被用者保険の被
扶養者であった
方で、後期高齢
者医療制度加入
後2年以内の方
の軽減額

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる 所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②(12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④
520,000円	8.61%	44,772円	44,200円	88,972円
⑥限度超過額	⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割 軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧
0円	3,276円	2割	8,840円	76,856円
			⑩月割減額	12
				0円

「所得が低い方への軽減」に該当する
場合の軽減額
【例は2割軽減に該当している場合】

「被用者保険の被扶養者であった方への軽減」
に該当する場合は、下段に記載

上段の算出額から、
⑥限度超過額、⑦⑧
軽減額を引いた額

加入(予定)月数

※100円未満切捨

加入月数が1年
未満の際に減額
となる額

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者は、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月まで、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪均等割額 (12か月分)	均等割 軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑪-⑫	月数	⑭月割減額
*****円	*****	*****円	*****円	**	*****円

均等割額から均等割軽減額を引いた額

被扶養者であった方に対する軽減に該当する月数

4枚目

年間保険料額	仮徴収(暫定保険料)額	差引保険料額	新潟市在籍月数
76,800円	41,700円	35,100円	12月

期別保険料額 (単位：円)

納期(月期)	仮徴収保険料額	確定保険料額	納期
4月期	13,900	13,900	年金支給日
6月期	13,900	13,900	年金支給日
8月期	13,900	13,900	年金支給日
仮徴収額合計	41,700	41,700	

10月期	11,700	年金支給日
12月期	11,700	年金支給日
2月期	11,700	年金支給日
保険料年額	76,800	

通知書に記載の年金から各年金支給日に保険料が天引きされます。

新潟市分保険料額 76,800円

徴収方法(納付方法) 特別徴収(年金天引き)

特別徴収対象年金 老齢基礎年金
特別徴収義務者 厚生労働大臣

保険料の軽減制度

◎所得が低い方への軽減(手続き不要)

世帯の前年の所得状況に応じて、「均等割額」が軽減されます。軽減割合は、同一世帯内の被保険者と世帯主(被保険者でない方も含む)の所得の合計金額をもとに判定します。(下表参照)
被保険者または世帯主に未申告者がいる場合など、所得・課税情報が不明な場合、軽減の対象となりません。

軽減割合	均等割軽減額	同一世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計金額	軽減後の均等割額(年額)
7割軽減	30,940円	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	13,260円
5割軽減	22,100円	43万円+(被保険者の数×29.5万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	22,100円
2割軽減	8,840円	43万円+(被保険者の数×54.5万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	35,360円

※軽減判定時の年金所得計算方法 $\text{年金収入} - \text{公的年金等控除} - \text{特別控除15万円(65歳以上のみ)} = \text{年金所得}$

※波線部の計算は、同一世帯の被保険者と世帯主に給与所得者等が2人以上の場合に計算します。

※給与所得者等とは次のいずれかに該当する方です。

- ・給与収入が55万円を超える
- ・公的年金収入が125万円(65歳未満の場合60万円)を超える

◎被用者保険の被扶養者であった方への軽減

制度加入日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方は保険料額が下表のとおり軽減されます。
※「所得が低い方への軽減」にも該当する方は、いずれか大きい方の額が軽減されます。
※国民健康保険や国保組合などは対象となりません。

	軽減内容
均等割額	5割軽減(均等割軽減額22,100円) ※資格取得の月から2年間(24か月)のみ軽減
所得割額	かかりません

保険料の納付が困難な場合は・・・

- 納付相談をいつでも受け付けています。お早めに区役所窓口でご相談ください。現在の状況をお聞きし、それぞれの事情に合った納付計画を一緒に考えていきます。
- 災害や失業、倒産により所得が著しく減少したときなど、特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けられる場合があります。